



白石先生
五事

畧

殊辨上下


木

4曾4
334
子1



門4
號334
卷子1

五事畧惣目


 殊號事畧上下
 外國通信事畧
 附中華並外國土產
 琉球事畧
 寶貨事畧
 高野山事畧

明治三十六年
十月十八日
購

齋
人
印

殊號事畧上

目錄

- 一 日本天皇の御事
- 一 日本國王の御事
- 一 本朝異朝の天子往來書式の事
- 一 異朝の天子外國の王日本國王と往來書式の事

殊事畧上

日本天皇の御事

本朝の事異朝の史書ふくむ之——後漢の時を始とて
魏の代より以て倭王倭国王倭奴国王を云々——
皆々本朝天皇の御事ふくむ魏の時に由りて
倭女王と云く——神功皇后の御事——晋宋齊
梁のるに倭国王自ら使節都督倭百濟新
羅任那加蘇秦韓慕^慕韓等の諸軍事と
稱して其國臣を以て平西^征上虜冠軍輔國
等の將軍に除せしむる事——本朝履中

号朝世の史の書法のありしをいへば、
其書法ののまをわたりしや

その後唐の太宗の貞觀五年倭國の王使を遣はし
入朝せり太宗も使に其國に付しめしに使臣
其王と稱を争ひし平らるす天子の命を宣はせ
是より久しくして又た新羅の使者に附く上書せり
とふ事見たり是も本朝の西史に載らるし
同しうし日本書紀の舒明天皇二年秋唐國に
使を遣はし四年の秋本朝の使のりし唐帝の
使來りし五年の夏其使を遣はしと云ふれども使と
稱を争ひしなりし事あはれん但し時の記に
唐の国書の事も載らるん及し其書式

其書法ありしを受らぬし
其書法ありしを

日本書紀に唐帝の書
載らるるあり

その後唐の太宗の貞觀五年倭國の王使を遣はし
入朝せり太宗も使に其國に付しめしに使臣
其王と稱を争ひし平らるす天子の命を宣はせ
是より久しくして又た新羅の使者に附く上書せり
とふ事見たり是も本朝の西史に載らるし
同しうし日本書紀の舒明天皇二年秋唐國に
使を遣はし四年の秋本朝の使のりし唐帝の
使來りし五年の夏其使を遣はしと云ふれども使と
稱を争ひしなりし事あはれん但し時の記に
唐の国書の事も載らるん及し其書式

其書法ありしを
其書法ありしを

書を賜ふべし。由事とあるは、この時鎌倉殿の御書にて、
「宗室の御書は、親王とてあり、（この御書は、宗室の御書にて、親王とてあり、）
宗室の御書は、（宗室の御書は、）文長とあり、（文長とあり、）は、（は、）蒙古とあり、（蒙古とあり、）世祖の御書
は、（は、）中国の文とあり、（中国の文とあり、）大元とあり、（大元とあり、）とあり、（とあり、）

元滅び、後明の太祖の代、初、日本國王良懷、（日本國王良懷、）書
を賜ふ事あり、（書を賜ふ事あり、）は、（は、）後、（後、）終、（終、）部、（部、）の、（の、）官、（官、）を、（を、）〜
日本國王良懷、（日本國王良懷、）日本、（日本、）征、（征、）夷、（夷、）将、（将、）軍、（軍、）小、（小、）務、（務、）書、（書、）せ、（せ、）り、（り、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜
南朝、（南朝、）後、（後、）醍醐、（醍醐、）院、（院、）の、（の、）皇子、（皇子、）懐、（懐、）良、（良、）親、（親、）王、（王、）花園、（花園、）宮、（宮、）に、（に、）牧、（牧、）の、（の、）官、（官、）を、（を、）〜
中、（中、）に、（に、）征、（征、）夷、（夷、）将、（将、）軍、（軍、）の、（の、）官、（官、）と、（と、）あり、（あり、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜
後、（後、）に、（に、）葡、（葡、）萄、（萄、）地、（地、）古、（古、）村、（村、）千、（千、）葉、（葉、）等、（等、）の、（の、）官、（官、）と、（と、）あり、（あり、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜
又、（又、）關、（關、）西、（西、）親、（親、）王、（王、）在、（在、）征、（征、）夷、（夷、）将、（将、）軍、（軍、）の、（の、）官、（官、）と、（と、）あり、（あり、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜
明、（明、）の、（の、）太、（太、）子、（子、）使、（使、）を、（を、）賜、（賜、）ふ、（ふ、）事、（事、）あり、（あり、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜

た、（た、）は、（は、）も、（も、）我、（我、）國、（國、）書、（書、）の、（の、）事、（事、）の、（の、）詳、（詳、）な、（な、）る、（る、）は、（は、）但、（但、）日、（日、）本、（本、）國、（國、）の、（の、）太、（太、）子、（子、）
に、（に、）賜、（賜、）ふ、（ふ、）事、（事、）あり、（あり、）と、（と、）彼、（彼、）國、（國、）に、（に、）お、（お、）傳、（傳、）へ、（へ、）り、（り、）の、（の、）た、（た、）一、（一、）通、（通、）と、（と、）〜
たり、（たり、）そ、（そ、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜
傳、（傳、）へ、（へ、）り、（り、）太、（太、）祖、（祖、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜
中、（中、）に、（に、）其、（其、）表、（表、）は、（は、）〜
親、（親、）王、（王、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜
又、（又、）二、（二、）の、（の、）終、（終、）部、（部、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜
の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜
義、（義、）場、（場、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜
一、（一、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜
王、（王、）あり、（あり、）と、（と、）〜
仲、（仲、）猷、（猷、）克、（克、）勤、（勤、）等、（等、）の、（の、）御、（御、）書、（書、）は、（は、）〜

使わしめ強ひし時の勅方に持明天皇関西親王日本
國王おろしまはさるるに如くは時を至りて日本國王と稱
しゆいし義満の所又をさすわし

持明天皇より後光厳院後白河院等より方々にありて持明院及と
稱しありし故に關西親王の懷良のとき日本國王といふ義満の所又を

其後更文の天子ち程の皇孫を位せ義満は賜ひし書し

詔書ふ奉天承運皇帝詔日本國源道義等と記

さねたり道義と源道義の列名を其後ち程の詔書の式又

少水は同く其勅書の式はかゝる帝勅諭日本國

王源道義と名するところ義満義隆の後勝定院殿へ

賜ひし一勅書ふ勅日本國世子源義持と名するは

世よふ國王の
嗣子とあり其後白河院殿の代に善慶院殿義満の
教賜ひ

系奉養の天子持隆は慈照院殿改よりゆいし勅書ふ

義満の所時の式はあし其後義隆の天子持隆は

豊臣太閤にゆいし詔書ふ奉天承運皇帝詔封

爵為日本王とありたり又ち程の天皇の書勅の

天子の書をさしりし事懷良親王と名し始とせし

より其書式の詳なるは義満は初に建文は

天子の書し書式は日本國准三后源道義

上書大天明皇帝陛下と名するところ太宗の代に初に

永樂
元年より一表は日本國王源道義と記する

其後彼冊封をうけらるしより後の書はしりし

不ありしは日本國王冊封の事
は彼永樂三年の夏に其後善慶院慈照院等の

よりその時より一表は日本國王臣姓侍

其後豊臣氏左衛門の時とて彼よりの手書を朝解
國王某奉書日本國王陛下とある一冊あり其書
は日本國關白秀吉手後松籙由左衛門下と記され
あり

是等の書は此記にれをも又閣下の手を以てしき一冊あり
らき也

殊辨事略上終

殊辨事略下

目錄

- 今代外国来聘の事
- 外国社来書式の事
- 大君の滞辨とそのめづまりの事
- 彼辨の滞事
- 御寶の事

殊勲事畧下

今代の國未聘の事

文祿元年四月日中の名朝解の東道を陥る者
四月十日日中の名朝解の東道を陥る者
 其王悔してハ道とをひりくく却る
四月十日日中の名朝解の東道を陥る者
 朝解王と國之急を告ぐハ朝の天子援軍一を
 出さず名朝解を以て及び方朝日本和後の変始なり
 其後和後也事して再び軍起り凡此の連なる事
 七年ありて慶長二年の八月太閤秀吉薨死す
 以て其の急を告ぐ軍を密に執朝の同五年の九月
 關ヶ原の戦敗るる後二千三州を以て入る
 東照公の御時一に六年安南東埔寨呂宋
 等の國々略して入るるは年宗對馬を義親

千載人抑川をある調信等々作下さぬて日本
朝鮮 和儀の交を誨せしむる是よりさ義對別の使
朝報とありし交際之度皆々大朝の徳の
あるは捕らまして拘へ事なむしてその年義智相法
お作をありし後さしきのや一書の使ぬて彼東萊
府の使事をもわけてあるなり

神慶寺二年申辰より其歳辛丑の年とあると對別の使朝報と
ありし年とありし乃ふお交の使様七支才二支の使吉副ありし
才三支の使抽登強ゆめれはさし大朝の徳の徳を捕て小系と送り
就て才四支の使石田もあらぬぬて彼西の朝報をもわけて御
但此書は彼東萊府使調信と稱せしむるなりとありしは
井出流きたりしを便してさしきん對別の使様とて唐をも一
男女も送りしをさしきん對別の使様とて唐をも一
後出にさしきん對別をさしきん對別とて唐をも一
事のありしはさしきん對別をさしきん對別とて唐をも一
大朝朝報の書は皆多しとてさしきん對別をさしきん對別とて唐をも一

朝報の書對別の中はゆかりありしは詳なる由ありし以上の事とも
詳しきんふ文せけきしゆかりありしは詳なる由ありし以上の事とも

七年泥國王の聘さて は西暦七四年も使年なり 東照宮の
の書對別の使朝報 朝鮮の事りて彼国の使全繼信
孫文或等對別と 年義智等又彼西の上唐を送り
るなり は西暦七四年も使年なり 東照宮の
は西暦七四年も使年なり 東照宮の 九年の林孫文或再び其用の
使 は西暦七四年も使年なり 東照宮の
孫文或をさしきん對別とあり十年の春義智亦 は西暦七四年も使年なり 東照宮の
濟希とありしは後布多依傍に口信兼克長者あて
西國使の事をも作下さぬ我國に唐りぬし朝報の

男女一千三百余人と云ふ其國を奪ふ事
口時攝政王の遣使と
同く於羅にあり
 十二年占城暹羅等の西王入聘を是歲の秋朝
 鮮の禮曹對馬守の書を送りてその我國の法書を
 得てきゆと留中してはぬぬりては年の冬
 東照宮彼國王に國書をわくる事

是歲西書を留めし一は其の年彼通信使の事なり時彼國王
より書くわし書終禮等より我々の報返を留りし書し一は其の年
石叻初務の使書し一は其の年我々の人のいふ事をわける人なり
まぢらちをわける對馬守等の一は其の年我々の人のいふ事をわける人なり
彼等の書きたる一は其の年一は其の國書の儀承元等一
不し書し一は其の年一は其の國書の儀承元等一

十二年の春朝鮮の通信使始て来り四月江戸
 となりて 台徳院殿に 昌國王の書信を献せし月
 政府となりて 東照宮に信物を献せられたるにありて 日本

朝鮮領地の事始め

日本朝鮮領地の事始めの事なり
 彼羅多伽兒阿萊院等の國の貢物を十五年琉球國
 王月り来朝せし十六年卧亞國入貢せし十七年新伊
 斯把佐亞國入貢せし十八年清又利亞國王入聘す
 寛永元年伊斯把佐亞國王入聘す
是て海外領地
得たる事なり

外國往來書式の事

慶長六年よりありて海か法よりありて書終表ホ
 ころより一は称名の事 此より日本國王殿と云ふは
和得書しし番字抄の二通なり 我國の書は日本國
 源氏律と云ふにありて但安南國より来りし書の中

以て朝辭の君長中を事たりつゝあては後の国書
も其式よりいふ存する事ある也信使等がそり
議し中書も其知るも入る年執政より礼書に
答らまじし書式も新に於てあつたはりの事をも
中書 魏書の名を記 長老は事を以て執政の人々にお譲りて
子家の後を以て初め人の識りてははれぬのみ目書の事をも亦多し其れに記
し并大務に利益板倉伊賀も持を以て後討馬を以て信林送ま之を改せし
事あり

我國にその言を麻を以て春秋の由を以てねより日本
の王より麻の王と書をも通してまじし事あり其年の
西書を以て元長老の草書に古の創より
よまはれりて王の字を用ひる言事あり
中書に其書傳述ある事の由一因して其由を以て

中よりぬる中 祇修の由とて強定まじし事あり仰下
さぬる事あり和南あり言上序并序部以て古を以て并
たる事あり其政を以て後代の由家入等記し其老
の事ありいしく強定して国書の式を以て改めし事あり
及び其物改の書をも其自の式を改めし事あり 其年の事あり
寛永八年に及びて討馬も其成 後記 柳川を以て
相無と主後争論の事起り十二年よりして相與
其討州に以て討庵の僧を以て刑に處せし事あり
相無言方竊に傳りて和辭にありし事あり国書の式を
改りて日本西王とありし事あり 其年の事あり

元倭漢書にの法律に国書を矯り他事あり其年の事あり八戸藩の中大不敬

とあきまもあま我由に於ていよいよ其創を遂げんをかり
ヤリぬい

御為徳候の心を掃部頭中あめくさみと塔一回に於て一
さうまぬりして天和三年の御同くまると彼国の書式
寛永十三年の式におる

空の事林大書及び信篤書一してまう一お新洲よりまう一まぬ
おと詳なり

大君の御辨をいめられし事

大君と申すは又ハ周易と云くたるをまねとに世の先儒
大君の天子と稱しゆぬ日本書大君と稱しりんし
天子の唐事と申す一又説文に皇の字を稱して皇
ハ君ハ大也三白王ハ大君也と云く之てゆぬ我國の大君と

稱しりんし事、皇日本天皇と申すは、
神皇の天統、
世々承りんと申すも、
の圖書、
十二年、
をもちて、
歴代事、

皇初日本国王の事、
一、
事、

彼國に君長を名をく作らばはまゝ
事をも傳ふ事よふしそを初を彼國にあつて大君
やのそを宗親府正一品の職辭としては辭を以て
其國の王子の嫡子と受けらる

其國の嫡子を世より中廢よむる事ありて又其國の嫡子ありて大君の
事を受け廢よむる事ありて其國の嫡子を受けらる國制は其國の文に
經國大典故事指要の書に詳しして大君の事は其國
のその國の書に於て多く記す

冠服職田祿料等より以下ありて其定制ありて又
其國の王子其大君の辭を稱し其國の事をも
以て作らばははあつて彼國の君長お慶と
日本國と稱し其國の事をも慶原の稱を以て假稱
する大君の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも

事傳ふの事ありて其國の事をも以て其國の事をも

其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも

此の麻葉院の事ありて其國の典法を以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも

其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも

其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも
其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも以て其國の事をも

経書 和名と云はるる 李氏 即ち魏國の姓 三韓の

地も亦やしく 國號を相稱し改めり以て

その都の四方 獨回をあるも其の事等

強を統ふ 日本國王朝號の王と書き

例なりし事も 凡そ其の朝號の王と

多き事も 其の朝號の王と書き

既し 魏朝の爲に 滅びて之を年と

若し 魏の國と 海内を 書き

其の 於ては 彼をより 日本國

其の 國と 書き 亦 日本國

一 彼をより 日本國と 書き

書を以て 其の書と 書き

の王 姓を 承る 亦 日本國

其の 王の 字を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

其の 代を 承る 亦 日本國

天子の御事ハ日本天皇と稱し奉り
降念系部位
の事也日本國と稱し奉り
支那舞の書云く
此の事也
天子の御事ハ日本天皇と稱し奉り
降念系部位
の事也日本國と稱し奉り
支那舞の書云く
此の事也

天子の御事ハ日本天皇と稱し奉り
降念系部位
の事也日本國と稱し奉り
支那舞の書云く
此の事也

天子の御事ハ日本天皇と稱し奉り
降念系部位
の事也日本國と稱し奉り
支那舞の書云く
此の事也

史漢のち西南夷の王又南越王の王を討てて王を殺し、
あつたはるの王を討てて王を殺し、
王を討てて王を殺し、
王を討てて王を殺し、

或は又おねあつて討ての曲を、
宣とのおあつて自分王を以て移し、
と移ありし、
いとを善ぬる事をもつら、
の制天皇の兄牙をよび、
法王とて親王よりませま、
詳か 尚時の制親王、
とて、
物、

和し事を書き、
中事、
名分、
國王、
とて、
日本天皇、
らる、
とて、
の、
ぬ、

の君を以てしるべきの地を是より列して其辭を以てしる
ありし頃順化王より辭を擧げてまゝしりて天子
を以てしるしうひ強りたる所の日本國王より封せしむる
言初る長十二年の由すは王の言を降しぬるを以て
を以てしるし一統の由せしむるに一なるやまもひし況書
々々及びて新唐の報復の由しりて日本國に化王ありし
事の由しりて列しき辭を以てしるしりて必彼國の君臣日本
國の小王と稱好むと稱しん事しりて可き地を以てしる
言ありしりて言報ふありて君臣國辭を以てしるしりて
一は楚義帝楚項王君臣同しりて楚を以て稱し
たりし但是は柱僭称の世の例を以てしるしりて周武王
成王の内周公旦ありし由しりて後周家七百餘年の由

を以てしるしりて周公旦の後を以てしるしりて
周公旦より一は孔子を以てしるしりて孔子は周公旦の
由しりて終つて孔子を以てしるしりて武王周公の
うしりて事しるしりて孔子の至るを以てしるしりて春秋の
のきてしるしりて周公の例を以てしるしりて天子の
同しりて孔子を以てしるしりて孔子の由しりて孔子を
以てしるしりて孔子の由しりて孔子の由しりて孔子を
以てしるしりて孔子の由しりて孔子の由しりて孔子を

元和三年言の元平の由すは漢書に言ふに漢高祖王の言を
以てしるしりて漢高祖王の言を以てしるしりて漢高祖王の
言を以てしるしりて漢高祖王の言を以てしるしりて漢高祖王の
言を以てしるしりて漢高祖王の言を以てしるしりて漢高祖王の

漢書の事

朝臣の義方より下さぬ事にお授け原形を記す此
押字を因ひらきして市を因らまはしめて是れ
の事より其事官を改定の上作下よりありて
あり

正徳六丙申四月十日土屋相模守政直後

御城持参寫之本紙二冊井上河内守忠岑頒
達

殊歸事畧終下

